

令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ402,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,352
	1 使用料	1,352
3 繰入金		142,394
	1 一般会計繰入金	142,394
4 繰越金		27,000
	1 繰越金	27,000

5 諸	収	入		13,228	
			1 雑	入	13,228
6 県		債		219,000	
			1 県	債	219,000
歳				入	合
				計	402,974

歳 出

款	項	金	額
1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費			千円 402,974
	1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費		402,974
歳			出
			合
			計
			402,974

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 219,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	219,000			